

電子申請システム(JCIP)による 建設業許可及び経営事項審査の 申請について

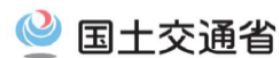
建設業許可・経営事項審査電子申請システム (JCIP)

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)」とは、国土交通省が開発した電子申請システムであり、GビズIDによって建設業の許可申請等や経営事項審査の申請を行うことができます。

令和5年1月10日より全国の行政庁で運用が開始され、本県でもJCIPを利用して建設業の許可申請等や経営事項審査の申請を行うことができます。

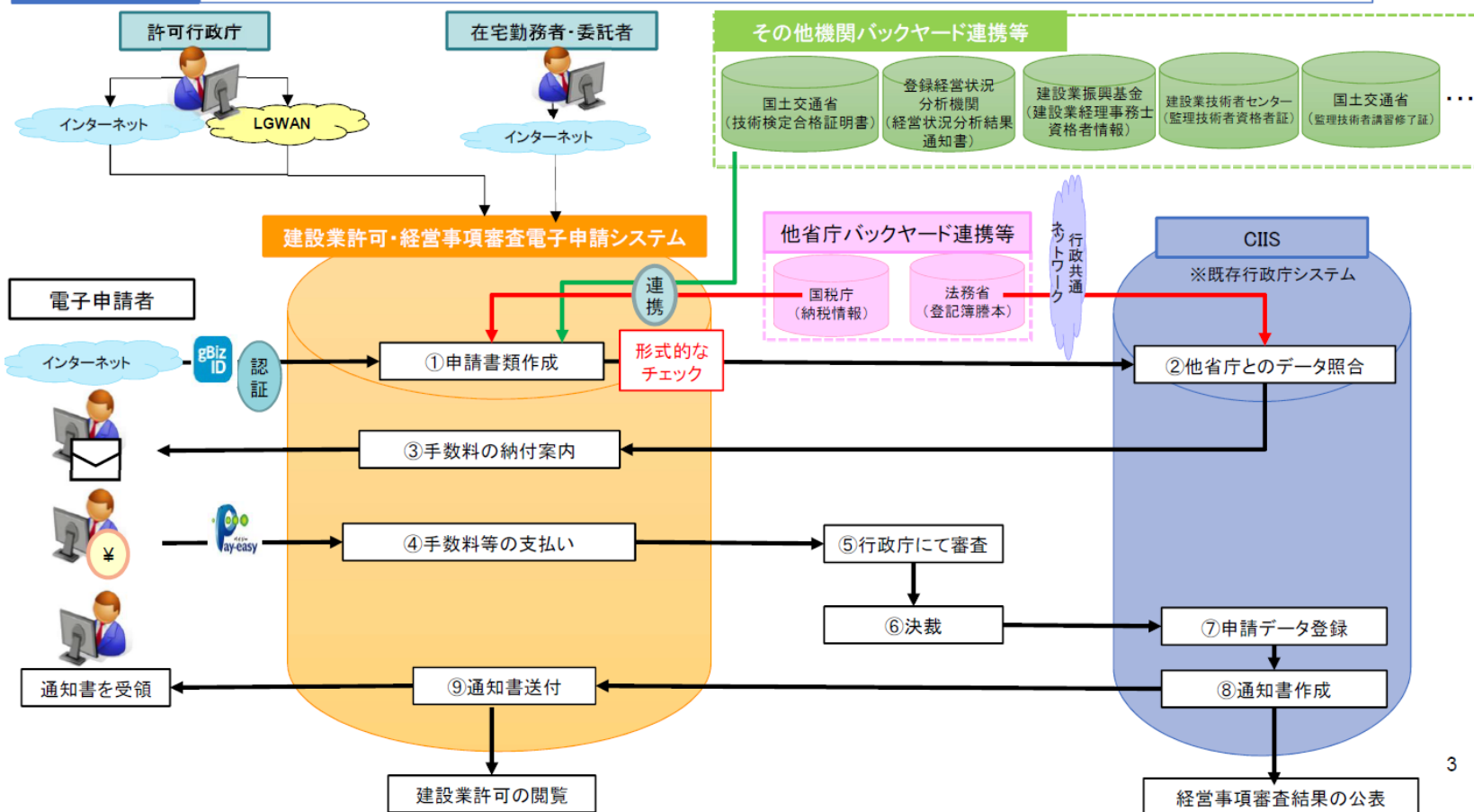
JCIP（建設業許可・経営事項審査電子申請システム）の概要

建設業許可・経営事項審査電子申請システムの概要



電子申請の導入目的

- 建設業の働き方改革推進の一環として、申請者・許可行政庁の事務負担を軽減し、生産性の向上を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備する。



JCIPについて

- 令和5年1月よりシステム稼働
- 全国の行政庁にて利用可能 (<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO000001>)

電子化以前

- 申請については基本的に書類での受付のみ
- 申請者の来庁が必要
- 許可行政庁の開庁時間のみ受付が可能

電子化以後

- システム上で記入事項の入力、添付資料のデータ提出で受付可能
- 申請者の来庁は不要
- システム稼働時間は受付可能

JCIP利用のメリット

- ・予約の省略が可能

経営事項審査を受審する場合、通常は予約をする必要がありますが、電子申請の場合は予約不要

- ・結果通知書が早期に発行可能

結果通知書の発行まで通常は約3週間程度かかりますが、電子申請であれば約2週間程度で発行が可能

- ・確認資料の省略が可能

行政庁間のバックヤード連携によって確認資料の一部省略が可能

申請時の注意点



- ・「GビズIDプライム」の登録が必要

オンライン申請の場合は最短即日、書類申請の場合は原則2週間かかります

- ・手数料の支払い方法インターネットバンキングのみ

電子申請・届出サービス、窓口及び納付書でのキャッシュレス納付はできません

- ・結果通知書は書面での発行

電子交付は行っておりません

- ・省略できる確認書類は一部

バックヤード連携がない書類については省略できません

(経営状況分析結果通知書、決算変更届の写し、工事の確認書類など)

※省略可能な資料は県ホームページに掲載されている「電子申請システム(JCIP)による経営事項審査申請のご案内」をご参照ください。